

各県立学校長様

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱について

(令和2年2月26日時点)

2月26日現在、県内で新型コロナウイルス患者の発生は報告されていませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県立学校児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業の措置等に関する今後の取扱について、下記のとおり取り組みます。

については、各学校において、今後、国や県が発信する情報に注意しながら、冷静に取り組むよう願います。

記

**1 県立学校児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合**

- (1) 当該学校を2週間臨時休業する。
- (2) 臨時休業中は、原則として、当該学校の学校行事（卒業式、入学式、修学旅行、校外活動）、部活動への参加（対外的な練習試合、公式試合を含む）は中止又は延期する。
- (3) 健康福祉事務所（保健所）と連携して、児童生徒等、その家族等及び教職員の健康調査を実施するとともに、児童生徒等並びに教職員に対して外出を自粛させる。

※詳細については、別紙参照

**2 県立学校児童生徒等の家族等に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合（児童生徒等が濃厚接触者となった場合）**

- (1) 学校長は、当該児童生徒等に対して2週間の出席停止を命じる。
- (2) 家庭と連携して、当該児童生徒等の健康調査を実施するとともに、当該児童生徒等に対して外出を自粛させる。

**3 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある児童生徒等について**

新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある児童生徒等に対しては、令和2年2月26日付け体育保健課事務連絡に基づき、自宅で休養するよう指示する。また、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診するよう、併せて指示する。その場合は、出席停止として扱うことができる。期間に対しては、家庭、医療機関と連携して、受診内容や健康状態等を基に判断する。

**4 医療的ケアを必要とする児童生徒等について**

医療的ケアを必要とする児童生徒等については、基礎疾患等があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校をとりまく状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従う。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意する。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある児童生徒等についても同様の対応とする。

**5 校外で活動する学校行事・部活動等について**

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染の拡大を防ぐ観点から現在重要な時期にあるため、当面の間、県立学校児童生徒等が校外で活動する学校行事（修学旅行、校外活動等）や部活動（対外的な練習試合を含む）は原則自粛する。

県立学校児童・生徒等及び教職員が新型コロナウイルス患者となった場合  
(令和2年2月26日時点)

1 県教育委員会と学校で協議のうえ、当該学校は臨時休業（2週間）

- (1) 学校は、学校医・保健所と連携・協議
- (2) 県教育委員会は、疾病対策課と連携・協議
- (3) 学校は、児童生徒等・保護者に対して文書配布し今後の対応の説明
- (4) 学校は、保健所の指示に基づき校内の消毒

2 学校は保健所の指示に従い、濃厚接触者と特定された児童生徒等に関して、健康確認を実施し状況を集約

- (1) 学校は、事前に児童生徒等の健康状態が確認できる連絡体制を構築しておく
- (2) 学校は、保健所、県教育委員会と連携し児童生徒等の健康観察を実施する

3 県教育委員会は、疾病対策課・医師会・保健所等と協議し、学校再開に向けて準備

- (1) 2の状況と関係機関からの意見を基に、臨時休業を延長するか再開するかを決定
- (2) 県教育委員会は、毎日学校に対して見通し及び最新の情報を連絡
- (3) 学校は、健康相談・カウンセリング体制の整備（必要に応じて県教委等が支援）

4 学校を再開する場合

- (1) 児童生徒等・保護者に対して、電話・メール・HP等を用いて学校再開を周知
- (2) 学校再開後、始めに全児童生徒等の健康観察及び必要に応じてカウンセリング

5 臨時休業を延長する場合

- (1) 児童生徒等・保護者に対して、電話・メール・HP等を用いて臨時休業の延長を周知
- (2) 学校はできる限り、児童生徒等・保護者に文書で状況を説明（HP等の利用）
- (3) 学校は、引き続き児童生徒等の健康状態の確認
- (4) 県教育委員会は、引き続き3の実施